

仕 様 書

1 件名

名古屋市立大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻における
実験台・作業台の購入

2 数量及び規格等

「物品明細書」のとおり。

3 納入期限

令和8年3月31日（火）

4 納入場所

名東キャンパス （名古屋市名東区勢子坊2丁目51番地）

5 納入・設置

- (1) 調達物品の納入にあたり、物品の搬入・調整に関しては、売渡人の責任において必要な措置を講ずること。
また、必要に応じて本専攻の担当者と協議し、十分調整を行った上で実施すること。
- (2) 物品の搬送・納入に要する費用は売渡人の負担とする。
なお、物品の納入時期及び搬入等の一連の作業スケジュールを本専攻の担当者と協議し決定すること。
- (3) 物品の搬送・納入は、納期までに終えること。
- (4) 搬入の際には売渡人の立会いのもと、搬入経路に養生テープ等を施すなど施設に損傷を与えないよう十分注意を払い実施すること。
また万一、大学内の建物及び設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において原状に復すること。

6 検査

- (1) 物品の納入・設置を完了した後、本専攻が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。
- (2) 売渡人は検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品について説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じること。
- (3) 完了検査を受けた後、速やかに納品書を検査員に提出すること。
- (4) 上記の手続きは、納入業者の負担により行うものとし、納品書の提出等検査に直

接要する費用と検査のために変形、変質、消耗又は棄損した物品の損失に係る費用は、すべて売渡人の負担とする。

7 取扱説明書等

各納入物品の取扱説明書について、原則として日本語版を提供すること。

8 保証及びリコール対応

調達物品の引き渡し後、1年間を無償保証期間とし、メーカー保証期間中の故障等については売渡人が主体的に対応し、故障の状況に応じて速やかに部品の交換や代替機器との取り替え等の対応を図ること。

また、機器の構成等に重大な瑕疵が発見され、リコール及びそれに準ずる状況になった場合には、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

9 その他

- (1) その他詳細については、本専攻の担当者の指示に従うこと。
- (2) 納入物品の梱包材等で不要となったものについては、売渡人が引き取ること。
- (3) 契約締結後、納入物品一覧の項目ごとの金額内訳を示したものを買受人に提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、本専攻の担当者と協議し決定すること。
- (5) 「グリーン配送に関する特記仕様書」について留意すること。
- (6) 納入場所の建築物において、建築、電気及び空調衛生改修工事が施行中であり、それぞれの工期が令和8年1月末までであるため、十分留意し適切に対応すること。

10 担当部署

名古屋市立大学 医学部保健医療学科学務係

住 所：〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1

電 話： 052-853-8037

FAX： 052-842-4641

E-mail：rehajimu@sec.nagoya-cu.ac.jp

物品明細書

項 目	メーカー	数量	単位
教師用実験台 GT2-C30	島津理化	1	台
スチール作業台 SK-D18-S	島津理化	8	台
スチール作業台 SK-D15-S	島津理化	10	台
教師用作業台 SK-A18	島津理化	1	台

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NO_x・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。